

# 岐阜県公報

号外(一) 令和四年五月三十日

## 目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

## 規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年五月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十二号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三建築事務所長の部二の項中第八十七号を第八十九号とし、第六十四号から第八十六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第六十三号中「第八十七条の三五項」を「第八十七条の三六項」に改め、同号を同項第六十五号とし、同号の前に次の一号を加える。

64 法第八十七条の三五項の規定により許可の期間を延長すること。

別表第三建築事務所長の部二の項中第六十二号を第六十三号とし、第六十一号を第六十二号とし、同項第六十号中「第八十六条の八六項」の下に「法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。」を加え、同号を同項第六十一号とし、同項第五十九号中「第八十六条の八五項」の下に「法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。」を加え、同号を同項第六十号とし、同項第五十八号中「第八十六条の八四項」の下に「法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。」を加え、同号を同項第五十九号とし、同項第五十七号中「次号から第六十号までにおいて同じ」を削り、同号を同項第五十八号とし、同項中第五十六号を第五十七号とし、同項第五十五号中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に改め、同号を同項第五十六号と

し、同号の前に次の一号を加える。

55 法第八十五条第五項の規定により許可の期間を延長すること  
附 則  
この規則は、令和四年五月三十一日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十三号

庁 中 一 般  
各 現 地 機 関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年五月三十日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三県民生活課の表十二の項部長専決事項の欄第三号中「禁止」を「禁止等」に改める。

別表第三農地整備課の表一の項中「昭和二十四年省令第七十五号」を「昭和二十四年農林省令第七十五号」に改め、同項部長専決事項の欄第十二号中「緊急耐震工事計画」を「緊急防災工事計画」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年六月一日から施行する。

令和四年五月三十日発行

発 行 者  
岐 阜 県 庁

岐阜市数田南二丁目一番一号

編 集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社